

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

近畿運輸局京都運輸支局 輸送・監査部門
(木原、山本、伊藤)

(電話) 075-681-9765

※受付時間：9:00~17:00

令和5年7月25日

京阪京都交通株式会社に対する警告

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して、京都運輸支局が立ち入り監査を行ったところ、法令違反を確認したため、文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者及び営業所

事業者：京阪京都交通株式会社（法人番号：4130001010527）

住所：京都府京都市南区東九条南石田町5番地

代表者：阪本 和宏

営業所：亀岡営業所（京都府亀岡市篠町篠向谷10番地）

2. 監査の端緒

令和5年6月10日、13時36分頃から約2分間、「福住」発「JR園部駅西口」行（44号系統）の路線バスにおいて、運行中に私有携帯電話を操作しながら走行していたとの報告を事業者から受け、令和5年6月22日に監査を実施。

3. 警告の内容

令和5年7月25日付け、近畿運輸局長名による警告

【確認された法令違反及び違反条項】

・運転者に対する指導監督の一部不適切（初違反）

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先

京都府政記者クラブ
京都経済記者クラブ